

# 公募要領

## 1.業務名

オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」のホームページの再構成等 一式

## 2.事業の背景、目的

本学では、大学の国際化促進フォーラムのプロジェクトの一つとして、国内外の学生及び一般ユーザーに対する教育及び大学等機関に関する経営面での効果を見据え、オンライン教育プラットフォームシステムを構築し、優秀な外国人留学生の確保に向けてはJV-Campusが日本の高等教育の玄関口として、オンライン教育コンテンツを配信し、留学生増、留学後教育、留学啓発等、日本人学生に向けては新たな留学環境の整備等、国際競争力ある教育環境の整備を進め、日本の高等教育の国際化を支援することを進めている。

今後、プラットフォームの新たな活用方法を検討しているため、JV-Campusのホームページを見直し、学習者及び教育機関側の更なる利便性向上等を図ることを目的にホームページの再構成を行うものである。

## 3.業務内容

オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」のホームページの再構成等 一式  
(詳細は仕様書のとおり)

## 4.企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3)国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。
- (4)契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 5.参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

## 6.仕様書の交付ならびに企画提案書の提出方法等

### (1)仕様書の交付

仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。

ただし、企画提案書の表紙(別紙様式)については、別途Wordファイルを交付するので

(2) の受付窓口に E-mail で請求を行うこと。

(2)企画提案書の提出、質問事項の受付窓口

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

国立大学法人筑波大学 財務部契約課 (担当：大野)

E-mail : ono.takako.ga@un.tsukuba.ac.jp

電 話 : 029-853-7753

(3)説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(4)質問事項の受付・回答

受付期限：令和5年5月31日(水)12時00分まで

質問への回答は令和5年6月2日(金)15時00分までに行う。

質問は E-mail で受付・送付・回答を行う。送信件名は次のとおりとし、(2)の E-mail アドレス宛とする。

送信件名 : 【質問】 オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」のホームページの再構成等 一式

(5)企画提案書の作成及び提出方法

日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。

資料の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。

企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。

下記①～④の資料を1つのPDFファイルにし、⑤と合わせて(2)のアドレス宛に電子メールにて提出すること。

①企画提案書の表紙(別紙様式)

②企画提案書(仕様書を踏まえ、次の項目を含めたプレゼンテーションスライド20頁以内とする。なお、審査基準「3. 評価項目」において、業務経験・実績を求めているため、評価項目ごとに業務経験・実績を一覧にすること。)

③概算見積書(積算内訳を含む)

・(1)仕様書第4項第1号に示した業務

(2)仕様書第4項第2号及び3号に示した業務について、それぞれの金額を明確に表示すること。

・当該事業の一部を再委託する場合は、再委託先の見積額を含み、当該額を概算見積書に含めること。

④工程表

⑤国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格

⑥業務体制表

- ⑦会社等組織の概要がわかる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款等）
- ⑧審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

#### (6)企画提案書の提出期限

提出期限：令和5年6月7日（水） 12時00分必着

#### (7)企画提案書の無効

- ①企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ②書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④仕様書で要求した本件業務の要求要件を満たしていない企画提案書

### 7.予算額及び採択数

予算額：1,000万円未満（消費税及び地方消費税を含む。積算する際の目安とすること。）

採択数：1件

### 8.契約者の決定及び契約等について

- (1)応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を選定する。なお、審査会において必要があると認める時は、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2)契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3)契約書の作成の要否：要
- (4)選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

### 9.ヒアリングの実施

提出された企画提案書の一部または全部に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

### 10.契約者の決定及び契約等について

- (1)応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者を契約予定者として選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出を求めることがある。
- (2)契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。

(3)契約書の作成の要否：要

(4)選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

## 11.スケジュール

(1)公募公告期間：令和5年5月23日（火）～令和5年6月7日（水）

(2)質問等の受付期限：令和5年5月31日（水）12時00分

(3)質問等の回答期限：令和5年6月2日（金）15時00分

(4)企画提案書の提出期限：令和5年6月7日（水）12時00分必着

(5)審査：令和5年6月8日（木）～6月12日（月）

(6)選考終了：令和5年6月12日（月）

(7)契約締結：令和5年6月29日（木）予定

## 12.その他

(1)事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。

(2)当該事業の全部又は主たる部分を再委託はできない。

(3)当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択すること。

(4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

(5)決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

# 仕 様 書

## 1. 業務名

オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」のホームページの再構成等 一式

## 2. 目的

本学では、大学の国際化促進フォーラムのプロジェクトの一つとして、国内外の学生及び一般ユーザーに対する教育及び大学等機関に関する経営面での効果を見据え、オンライン教育プラットフォームシステムを構築し、優秀な外国人留学生の確保に向けては JV-Campus が日本の高等教育の玄関口としてオンライン教育コンテンツを配信し、留学生増、留学後教育、留学啓発等、日本人学生に向けては新たな留学環境の整備等、国際競争力ある教育環境の整備を進め、日本の高等教育の国際化を支援することを進めている。

今後、プラットフォームの新たな活用方法を検討しているため、JV-Campus のホームページを見直し、学習者及び教育機関側の更なる利便性向上等を図ることを目的にホームページの再構成を行うものである。

## 3. 契約期間

契約期間は、契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

ただし、第4項第1号の新ホームページの構成のための検討については、令和5年8月10日までに完了するものとする。

## 4. 委託内容の詳細

### 事業の目的・詳細

現在の JV-Campus のホームページの構成は、「学習者サイト」、「教育機関・法人サイト」の2つの視点から発信しているが、例えば、実際に海外の学生が JV-Campus での学習体験を通じて日本へ留学するといった、ユーザーの行動変容を促すようなコンテンツ提供には至っていない。すなわち、今後、ホームページに参加型・コミュニケーション型の要素を取り入れ、ユーザーが JV-Campus を日本の高等教育の玄関口として認識し、バーチャルからリアルへの行動変容を誘導するようなコンテンツ提供の仕掛けが必要となっている。これにより、学習者と教育者の新しい関係性の実現を進めていくこととしている。

これらをホームページに実装するために、ホームページの再構成に必要な戦略案の提案及びその実装を行う。

※ JV-Campus ホームページ : <https://www.jv-campus.org/>

### (1) 新ホームページの構成のための検討

8月10日以降に新たなホームページにより情報を配信する予定であるため、JV-Campus プラットフォームにおいて学習者と機関側の双方に対する利便性向上・閲覧数及びリピーター数増加を目的とした改良案の作成およびプロデュースを行う。

- ① 改良に向けたサイト内デザインのブランディング・サイト内コンテンツ表示の改修
- ② サイト内デザイン制作プロデュース・マネジメント

- ③ サイト内コンテンツ表示改修に関するシステム改修アドバイス
- (2) JV-Campus プラットフォーム改良に伴うプロモーション業務
  - ① 上記(1)の改修に合わせたプロモーション戦略作成・広報業務
  - ② 広報のプロデュース・制作
- (3) JV-Campus プラットフォームを活用した学習者のバーチャルからリアルへの行動変容を促すコンテンツ開発・運用サポート

JV-Campus において、以下①から④のコンテンツの開発・収集を進めている。これらコンテンツを活用して、バーチャルからリアルへの行動変容を促す持続的なコンテンツ運用を可能とするスキームを検討している。この実現のために必要なコンテンツ開発・コンテンツ運用アドバイスをを行うこと。

① 海外からの留学生増

- ・日本語コンテンツ（含む・日本語教育パッケージ）：日本語教育専門部会を中心に、持続的なコンテンツ運用の検討を含む形で進める。
- ・日本文化コンテンツ：日本文化特設 Box 専門部会を中心に、共同利用コンテンツの先に、バッジ・マイクロレデンシヤルプログラムとして提供するパッケージ化を進める。
- ・大学紹介・個別コース・AP コース：留学生応援特別 Box を再編して活用するとともに、個別機関 Box 提供機関へコンテンツ提供の働きかけを行う。特に、AP コースについては、WWL 等のサポートによりすでに先行して国内実施されているコースの JV-Campus への提供の働きかけを行い、海外学生への拡張を検討する。
- ・一般教養・専門・リテラシーコンテンツ：募集した共同利用コンテンツ等を題材として、コンテンツ利用のモデルケースを構築して、提供スキームを検討するとともに、各大学へコンテンツ提供を働きかける。
- ・企業インターンシップコンテンツ：企業 Box、キャリア形成エリア、コミュニケーションエリア、にて展開するネットワーキングおよび企業インターンシップコンテンツを、大学と企業の連携により開発する。
- ・イベント型コンテンツ：バーチャルキャンパスツアー、学生交流イベント、留学フェアなど、イベント型コンテンツの紹介や配信をコミュニケーションエリア等を通じて実施する。
- ・日本での学生生活紹介コンテンツ：Youtube など SNS を通じて配信される、日本におけるキャンパスライフなど生活・文化を紹介する若者コンテンツをコミュニケーションエリアを通じて配信する。

② 日本人の海外留学増

- ・海外大学提供コンテンツ：海外大学からの個別機関 Box 誘致、または、国内大学の個別機関 Box からの海外パートナー大学コンテンツの配信を働きかける。必要に応じて、各国の魅力を紹介する特別ブースなどを設置してコンテンツ配信を実施する。

③ 支援スタッフの育成

- ・大学の国際化支援スタッフ育成、オンライン教育コンテンツ作成スタッフ育成、オンライン教材を活用した授業実践など、ポストコロナ時代に大学の国際化を支える教職員の育成や社会受容を促進するコンテンツを、JV-Campus が特設 Box などを通じて配信する。

④ ボトムアップによるコンテンツ収集：JVC-Teacher をコミュニケーションエリアに実装する。

- (4) 業務実施に当たっては、本学の JV-Campus プラットフォーム管理チームと適宜打合せを行い、進捗状況、今後の予定を報告し、協議のうえ業務を実施すること。

## 5. 検査

検査は、再構成ホームページ発信後及び業務完了後の2回に分けて行うものとする。

### (1) 前項第1号に示した業務

請負者は、令和5年8月10日までに構成の内容をまとめ本学担当者に提出し、本学担当者の検査を受けるものとする。

### (2) 前項第2号及び3号に示した業務

請負者は、令和6年3月29日までに以下に示す書類を報告書にまとめ、本学担当者の検査を受けるものとする。

ア 検討内容及び業務実施に向けた実施手順を取りまとめた報告書 1部

イ 第1号及び第2号の報告書を収めたCD-R 1枚

## 6. 報告書の提出先

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学 国際局国際室

TEL 029-853-7457

## 7. 支払い

支払いは、2回に分けて支払うものとし、第5項第1号及び第2号の検査完了の都度、適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

(1) 第5項第1号の検査完了後、新ホームページの構成のための検討に要した額

(2) 第5項第2号の検査完了後、前号の額を控除した残額

## 8. 再委託の可否

請負者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本学の承諾を得なければならない。

## 9. 機密保持

(1) 請負者は、本学から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいしないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

(2) 請負者は、事前に本学の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(3) 請負者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

## 10. その他

(1) 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準による

ものとする。

- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、速やかに本学と協議し、その指示を受けなければならない。
- (3) 本事業の実施に基づき納品した報告書について、本学は請負者の許諾を得ることなく、自由に使用できるものとする。



JV-Campusはオンライン教育を活用した日本の国際教育・交流を促進する創造的なプラットフォームとして誕生しました。私たちは4つのエリアで、学習者と教育者の新しい関係性の実現を進めています。

## セレクションエリア

### JV-Campus スポットライト

JV-Campusへ参加いただければ、一押しの内容をトップで宣伝可能に！

## キャンパスエリア

### 世界と繋がるゲートウェイ

独自のコンテンツをJV-Campusから世界中の学習者へ発信してみませんか？



## コミュニケーションエリア

### 学習者の今を知る

学習者との交流を深めることにより、流行や思考の傾向を捉えた教育の新時代へ。

## キャリア形成エリア

### 学びの場は社会にも

オンラインインターンシップやCSRに基づくコンテンツなどを発信する場を提供します。



## 審査基準

### 1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会(以下「選考委員会」)において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングも実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。

### 2. 選考実施日

令和5年6月8日(木)～12日(月)

### 3. 評価項目

「業務仕様書4. 委託内容の詳細」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

#### (1) ホームページの構成のための検討

既存 JV-Campus プラットフォームの内容を理解したうえで、学習者と機関側の双方に対する利便性向上・閲覧数及びリピーター数増加を目的とした改良案の作成およびプロデュースするため、業務従事者として5年以上のホームページプロデュース・マネージメント経験及びデザイン・サイト構成の業務経験を有していること。

#### (2) コンテンツ開発・運用サポート

JV-Campus で扱うコンテンツは、教育や学術的なものが多く、前(1)の目的を達成するためには、コンテンツの教育的効果の検討、内容の理解が必要であることから次に示す実績・経験を有していること。

ア 業務従事者として5年以上の教育関係の動画コンテンツ制作経験及び構成に係る業務経験・実績を有していること。

イ 業務従事者として5年以上の学術内容の動画コンテンツ制作経験及び構成に係る業務経験・実績を有していること。

ウ 外国人留学生及び日本人学生の留学支援の目的があるため、英語力だけではなく国内外向けの動画コンテンツビジネス制作において、業務従事者として5年以上の制作経験及び構成に係る業務経験・実績を有していること。

#### (3) 本学との定期的な打合せの方法及び実施時期の提案が妥当であること。

(工程表にまとめて提出)

#### (4) 業務体制表を提出すること。

#### (5) 提案内容に対し、妥当な経費が示されていること。

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価＞

#### (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### 4. 評価基準

#### 1. 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

なお、各評価要素の点数には「重要」(3)、「やや重要」(2)、「普通」(1)のウェイトを掛ける。また、上記3. 評価項目「(6)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記のように点数を付ける。以上を合算したものを企画案ごとの得点とする。

## 2.「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等

- ・えるぼし認定段階1(※1) =0.8点
- ・えるぼし認定段階2(※1) =1点
- ・えるぼし認定段階3 =1.5点
- ・プラチナえるぼし認定 =2点
- ・行動計画策定済(※2) =0.5点

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

- ・くるみん認定(旧基準)(※3)=1点
- ・くるみん認定(新基準)(※4)=1.5点
- ・プラチナくるみん認定 =2点

※3 旧くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。

※4 新くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定=2点

○上記に該当する認定等を有しない=0点

## 5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

## 6. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

整理番号:	申請者の商号又は名称:
-------	-------------

◆評価者氏名: \_\_\_\_\_

評価項目		評価	ウェイト	得点
1.業務実施主体及び業務内容に関する評価				
(1)	ホームページの構成のための検討 既存 JV-Campus プラットフォームの内容を理解したうえで、学習者と機関側の双方に対する利便性向上・閲覧数及びリピーター数増加を目的とした改良案の作成およびプロデュースするため、業務従事者として5年以上のホームページプロデュース・マネジメント経験及びデザイン・サイト構成の業務経験を有していること。		3	
(2)	コンテンツ開発・運用サポート ア 業務従事者として5年以上の教育関係の動画コンテンツ制作経験及び構成に係る業務経験・実績を有していること。 イ 業務従事者として5年以上の学術内容の動画コンテンツ制作経験及び構成に係る業務経験・実績を有していること。 ウ 外国人留学生及び日本人学生の留学支援の目的があるため、英語力だけではなく国内外向けの動画コンテンツビジネス制作において、業務従事者として5年以上の制作経験及び構成に係る業務経験・実績を有していること。		3	
(3)	本学との定期的な打合せの方法及び実施時期を提案が妥当であること。(工程表にまとめて提出)		1	
(4)	業務体制表を提出すること。 提案内容に対し、妥当な業務体制及び経費が示されているか。		1	
2.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(5)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況		—	
合 計				

- 1.業務実施主体及び業務内容に関する評価について、「大変優れている」(5点)、「優れている」(4点)、「普通」(3点)、「やや劣っている」(2点)、「劣っている」(1点)として、評価欄に点数を記入すること。
- 2.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は、審査基準に定める点数を付ける。

(別紙様式)

受付番号※

筑波大学記入欄 (申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称： \_\_\_\_\_

代表者職名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印

「オンライン国際教育プラットフォーム事業「JV-Campus」のホームページ再構成等一式」について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「オンライン国際教育プラットフォーム事業「JV-Campus」のホームページ再構成等一式」に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	役 職 名		印 又 は 署 名
	ふりがな		
	氏 名		
所 在 地	( 〒      -      )		

2. 添付書類
公募要領第6条5項の
② 企画提案書
③ 概算見積書
④ 工程表
⑤ 国の競争参加資格 (全省庁統一参加資格) 又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格の写し
⑥ 業務体制表
⑦ 会社等組織の概要が分かる資料 (要覧、会社案内パンフレット、定款等)
⑧ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

( ふ り が な )	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 ( 内 線 番 号 )	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 ( 団 体 所 在 地 と 異 な る 場 合 に 記 載 )	